

バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項（単体情報）

● 定量的な開示事項

自己資本の構成に関する事項（第2条第3項第1号）

自己資本の構成

（単位：百万円、％）

項 目	平成19年9月30日	項 目	平成19年9月30日
(自 己 資 本)		他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額	22
資 本 金	8,000	告 示 第 4 1 条 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る も の 及 び こ れ に 準 ず る も の	—
うち非累積的永久優先株	—	告 示 第 4 1 条 第 1 項 第 4 号 及 び 第 5 号 に 掲 げ る も の 及 び こ れ ら に 準 ず る も の	—
新 株 式 申 込 証 拠 金	—	短 期 劣 後 債 務 及 び こ れ に 準 ず る も の	—
資 本 準 備 金	5,759	非 同 時 決 済 取 引 に 係 る 控 除 額 及 び 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 と し て 用 い る 保 証 又 は ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ の 免 責 額 に 係 る 控 除 額	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	内 部 格 付 手 法 採 用 行 に お い て 、 期 待 損 失 額 が 適 格 引 当 金 を 上 回 る 額 の 50% 相 当 額	—
利 益 準 備 金	2,724	P D / L G D 方 式 の 適 用 対 象 と な る 株 式 等 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー の 期 待 損 失 額	—
そ の 他 利 益 剰 余 金	10,986	基 本 的 項 目 か ら の 控 除 分 を 除 く 、 自 己 資 本 控 除 と さ れ る 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 及 び 信 用 補 完 機 能 を 持 つ I / O ス ト リ ッ プ ス (告 示 第 2 4 7 条 を 準 用 す る 場 合 を 含 む)	—
そ の 他	—	控 除 項 目 不 算 入 額 (△)	—
自 己 株 式 (△)	111	(控 除 項 目) 計 (E)	22
自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—	自 己 資 本 額 (D) - (E) (F)	31,064
社 外 流 出 予 定 額 (△)	155		
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—		
新 株 予 約 権	—		
営 業 権 相 当 額 (△)	—		
の れ ん 相 当 額 (△)	—		
企 業 結 合 に よ り 計 上 さ れ る 無 形 固 定 資 産 相 当 額 (△)	—	(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)	
証 券 化 取 引 に よ り 増 加 し た 自 己 資 本 に 相 当 す る 額 (△)	—	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	309,407
内 部 格 付 手 法 採 用 行 に お い て 、 期 待 損 失 額 が 適 格 引 当 金 を 上 回 る 額 の 50% 相 当 額 (△)	—	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	2,342
※ 繰 延 税 金 資 産 の 控 除 前 の [基 本 的 項 目] 計 (上 記 各 項 目 の 合 計 額)	—	マ ー ケ ッ ト ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額	—
※ 繰 延 税 金 資 産 の 控 除 金 額 (△)	—	オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額	21,234
[基 本 的 項 目] 計 (A)	27,203	旧 所 要 自 己 資 本 の 額 に 告 示 に 定 め る 率 を 乗 じ て 得 た 額 が 新 所 要 自 己 資 本 の 額 を 上 回 る 額 に 25.0 を 乗 じ て 得 た 額	—
うち告示第40条第2項に掲げるものの額 及び基本的項目の額に占める割合	(—)	合 計 (G)	332,984
土 地 の 再 評 価 額 と 再 評 価 の 直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の 45% 相 当 額	1,803	単 体 総 所 要 自 己 資 本 額 (G) に 4% を 乗 じ た 額	13,319
一 般 貸 倒 引 当 金	2,292		
内 部 格 付 手 法 採 用 行 に お い て 、 適 格 引 当 金 が 期 待 損 失 額 を 上 回 る 額	—		
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—		
告 示 第 4 1 条 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る も の	—		
告 示 第 4 1 条 第 1 項 第 4 号 及 び 第 5 号 に 掲 げ る も の	—		
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	210		
[補 完 的 項 目] 計 (B)	3,884		
短 期 劣 後 債 務	—		
準 補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	—		
[準 補 完 的 項 目] 計 (C)	—	自 己 資 本 比 率 (国 内 基 準) (F) / (G)	9.32
自 己 資 本 総 額 (A) + (B) + (C) (D)	31,087	参 考 : Tier1 比 率 (国 内 基 準) (A) / (G)	8.16

自己資本の充実度に関する事項（第2条第3項第2号）

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	（参考） 告示で定める リスク・ウェイト（%）	所要自己資本の額
1. 現 金	0	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	11
7. 国際開発銀行向け	0~100	—
8. 我が国の政府関係機関向け	10~20	26
9. 地方3公社向け	20	59
10. 金融機関及び証券会社向け	20~100	593
11. 法人等向け	20~100	5,888
12. 中小企業等向け及び個人向け	75	2,326
13. 抵当権付住宅ローン	35~100	650
14. 不動産取得等事業向け	100	1,415
15. 3月以上延滞等	50~150	92
16. 取立未済手形	20	—
17. 信用保証協会等による保証付	10	183
18. 株式会社産業再生機構による保証付	10	—
19. 出 資 等	100	489
20. 上 記 以 外	100	598
21. 証券化（オリジネーターの場合）	20~100	—
22. 証券化（オリジネーター以外の場合）	20~350	41
23. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
合 計	—	12,376

（注）3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	掛 目 (%)	所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	17
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	7
5. N I F 又 は R U F	50 <75>	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	17
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金 の 保証)	100	50
(うち有価証券の保証)	100	9
(うち手形引受)	100	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	0
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除後)	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除前)	100	—
控 除 額 (△)	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	—
12. 派 生 商 品 取 引	—	0
(1) 外 為 関 連 取 引	—	0
(2) 金 利 関 連 取 引	—	—
(3) 金 関 連 取 引	—	—
(4) 株 式 関 連 取 引	—	—
(5) 貴 金 属 (金 を 除 く) 関 連 取 引	—	—
(6) その 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—
(7) クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—
一 括 清 算 ネ ッ テ ィ ン グ 契 約 に よ る 与 信 相 当 額 削 減 効 果 (△)	—	—
13. 長 期 決 済 期 間 取 引	—	—
14. 未 決 済 取 引	—	—
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—
合 計	—	93

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額

オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

オペレーショナルリスクに対する所要自己資本額	849
うち基礎的手法	849
うち粗利益配分手法	—
うち先進的計測手法	—

信用リスクに関する次に掲げる事項（第2条第3項第3号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーに関する中間期末残高および3ヶ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー中間期末残高								3ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期
国内計	—	538,686	—	391,904	—	86,445	—	3	—	3,567
国外計	—	31,652	—	—	—	31,557	—	—	—	181
地域別合計	—	570,339	—	391,904	—	118,003	—	3	—	3,748
製造業	—	51,187	—	42,635	—	6,495	—	—	—	666
農業	—	948	—	947	—	—	—	—	—	12
林業	—	411	—	411	—	—	—	—	—	310
漁業	—	82	—	82	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	411	—	411	—	—	—	—	—	—
建設業	—	43,215	—	42,899	—	200	—	—	—	378
電気・ガス・熱供給・水道業	—	9,222	—	8,298	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	1,497	—	816	—	594	—	—	—	—
運輸業	—	14,942	—	13,311	—	1,218	—	—	—	—
卸・小売業	—	49,472	—	48,037	—	1,263	—	—	—	167
金融・保険業	—	85,560	—	11,235	—	44,107	—	0	—	181
不動産業	—	60,146	—	57,410	—	1,400	—	—	—	969
各種サービス業	—	78,476	—	76,682	—	1,398	—	—	—	404
国・地方公共団体	—	71,856	—	10,353	—	61,323	—	—	—	—
個人	—	78,600	—	78,370	—	—	—	—	—	658
その他	—	24,304	—	—	—	—	—	3	—	—
業種別合計	—	570,339	—	391,904	—	118,003	—	3	—	3,748
1年以下	—	166,310	—	131,919	—	9,152	—	3	—	212
1年超3年以下	—	71,297	—	32,757	—	38,539	—	—	—	402
3年超5年以下	—	55,898	—	39,510	—	16,388	—	—	—	526
5年超7年以下	—	35,316	—	27,257	—	8,058	—	—	—	167
7年超10年以下	—	52,673	—	35,692	—	16,981	—	—	—	756
10年超	—	151,488	—	124,299	—	27,189	—	—	—	657
期間の定めのないもの	—	37,354	—	466	—	1,693	—	—	—	1,026
残存期間別合計	—	570,339	—	391,904	—	118,003	—	3	—	3,748

- (注) 1. 信用リスクエクスポージャー中間期末残高の業種別のその他には、現金や有形・無形固定資産などを含めて記載しております。
2. デリバティブ取引の業種別のその他は、業種の区分ができないものを記載しております。
3. 信用リスクエクスポージャー中間期末残高の残存期間別の期間の定めのないものの項目には、現金や有形・無形固定資産などを含めて記載しております。
4. 信用リスクエクスポージャー中間期末残高並びに、貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引の残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を1年以下から控除して記載しております。なお、残存期間1年以下から控除した部分直接償却額は、信用リスクエクスポージャー中間期末残高が1,157百万円、貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引が1,156百万円であります。
5. 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を期間の定めのないものから控除して記載しております。なお、期間の定めのないものから控除した部分直接償却額は、1,754百万円であります。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の中間期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の中間期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	平成18年9月中間期	—	—	—	—
	平成19年9月中間期	2,165	2,292	2,165	2,292
個別貸倒引当金	平成18年9月中間期	—	—	—	—
	平成19年9月中間期	5,873	5,443	5,873	5,443
特定海外債権引当金勘定	平成18年9月中間期	—	—	—	—
	平成19年9月中間期	—	—	—	—
合計	平成18年9月中間期	—	—	—	—
	平成19年9月中間期	8,039	7,735	8,039	7,735

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		期中増加額		期中減少額		中間期末残高	
	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期
国内計	—	2,165	—	2,292	—	2,165	—	2,292
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	—	2,165	—	2,292	—	2,165	—	2,292
製造業	—	304	—	310	—	304	—	310
農業	—	6	—	6	—	6	—	6
林業	—	0	—	0	—	0	—	0
漁業	—	0	—	0	—	0	—	0
鉱業	—	0	—	0	—	0	—	0
建設業	—	385	—	252	—	385	—	252
電気・ガス・熱供給・水道業	—	15	—	19	—	15	—	19
情報通信業	—	2	—	3	—	2	—	3
運輸業	—	66	—	204	—	66	—	204
卸・小売業	—	298	—	336	—	298	—	336
金融・保険業	—	125	—	112	—	125	—	112
不動産業	—	214	—	208	—	214	—	208
各種サービス業	—	547	—	626	—	547	—	626
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	196	—	209	—	196	—	209
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	—	2,165	—	2,292	—	2,165	—	2,292

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		期中増加額		期中減少額		中間期末残高	
	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期
国内計	—	5,873	—	5,443	—	5,873	—	5,443
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	—	5,873	—	5,443	—	5,873	—	5,443
製造業	—	933	—	857	—	933	—	857
農業	—	3	—	1	—	3	—	1
林業	—	467	—	349	—	467	—	349
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	579	—	1,102	—	579	—	1,102
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸・小売業	—	1,500	—	1,188	—	1,500	—	1,188
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	1,059	—	725	—	1,059	—	725
各種サービス業	—	1,123	—	1,033	—	1,123	—	1,033
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	173	—	142	—	173	—	142
その他	—	33	—	42	—	33	—	42
業種別合計	—	5,873	—	5,443	—	5,873	—	5,443

ホ 業種別又は取引相手別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成18年9月中間期	平成19年9月中間期
製造業	—	68
農業	—	—
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	—	—
建設業	—	122
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	—	—
卸・小売業	—	20
金融・保険業	—	—
不動産業	—	345
各種サービス業	—	148
国・地方公共団体	—	—
個人	—	9
その他	—	—
業種別合計	—	715

(注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額および最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成18年9月中間期		平成19年9月中間期	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	—	—	122,214
10%	—	—	—	52,469
20%	—	—	9,571	36,193
35%	—	—	—	46,097
50%	—	—	13,283	5,100
75%	—	—	—	74,832
100%	—	—	11,137	202,119
150%	—	—	181	888
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	—	—	34,173	539,914

- (注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。
 2. ソブリン並びに、金融機関および証券会社向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。
 3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第2条第3項第4号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成18年9月中間期	平成19年9月中間期
現金及び自己預金	—	11,997
適格債権	—	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	—	11,997
適格保証	—	7,766
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	—	7,766

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第2条第3項第5号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成18年9月中間期	平成19年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額	—	0

(注) 零を下回らないものに限ります。

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類および取引の区分		平成19年9月中間期末
		与信相当額
派 生 商 品 取 引		3
	外国為替関連取引及び金関連取引	3
	金 利 関 連 取 引	—
	株 式 関 連 取 引	—
	貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—
	その他のコモディティ関連取引	—
ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ		—
合 計		3

(注) 原契約期間が14日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ グロスの再構築に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期末
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額	3
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	3
差 引	0

ホ 担保の種類別の額

信用リスク削減手法に用いた担保の種類および金額
該当ありません。

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分		平成19年9月中間期末
		与信相当額
派 生 商 品 取 引		3
	外国為替関連取引及び金関連取引	3
	金 利 関 連 取 引	—
	株 式 関 連 取 引	—
	貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—
	その他のコモディティ関連取引	—
ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ		—
合 計		3

(注) 原契約期間が14日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ありません。

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項（第2条第3項第6号）

イ 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。）
該当ありません。
- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、3月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当中間期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。）
該当ありません。
- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
該当ありません。
- (5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (6) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて
該当ありません。
- (8) 当中間期に証券化を行ったエクスポージャーの概略
該当ありません。
- (9) 証券化取引に伴い当中間期に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (10) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

ロ 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期末
住 宅 ロ ー ン 債 権	—
自 動 車 ロ ー ン 債 権	—
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 与 信	—
リ ー ス 債 権	—
ク レ ジ ッ ト リ ン ク 債	1,192
合 計	1,192

- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期末	
	残 高	所要自己資本
0%	—	—
20%	192	1
50%	—	—
100%	1,000	40
自 己 資 本 控 除	—	—
合 計	1,192	41

- (3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳該当ありません。
- (4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額該当ありません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（第2条第3項第8号）

イ 中間貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額

(1) 出資等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	中間貸借対照表額	時 価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	15,254	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	2,329	
合 計	17,584	17,584

(2) 子会社・関連会社株式の中間貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	中間貸借対照表額
子 会 社 ・ 子 法 人 等	13
関 連 法 人 等	—
合 計	13

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

売 却 損 益 額	51
償 却 額	246

ハ 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額

中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額は4,840百万円であります。

ニ 中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

ホ 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第18条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額（第2条第3項第10号）

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単位：百万円)

金利ショックに対する経済的価値の増減額 (アウトライヤー基準による上方金利ショック下 (99%タイル値)での現在価値変動額)	△1,249
--	--------

バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項（連結情報）

● 定量的な開示事項

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額(第4条第3項第1号)

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社は該当ありません。

自己資本の構成に関する事項（第4条第3項第2号）

自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	平成19年9月30日	項 目	平成19年9月30日
(自 己 資 本)		他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額	22
資 本 金	8,000	告 示 第 29 条 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る も の 及 び こ れ に 準 ず る も の	—
うち非累積的永久優先株	—	告 示 第 29 条 第 1 項 第 4 号 及 び 第 5 号 に 掲 げ る も の 及 び こ れ ら に 準 ず る も の	—
新 株 式 申 込 証 拠 金	—	短 期 劣 後 債 務 及 び こ れ に 準 ず る も の	—
資 本 剰 余 金	5,759	告 示 第 31 条 第 1 項 第 2 号 に 規 定 す る 連 結 の 範 囲 に 含 ま れ ない も の に 対 す る 投 資 に 相 当 す る 額	—
利 益 剰 余 金	13,948	非 同 時 決 済 取 引 に 係 る 控 除 額 及 び 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 と し て 用 い る 保 証 又 は ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ の 免 責 額 に 係 る 控 除 額	—
自 己 株 式 (△)	111	内 部 格 付 手 法 採 用 行 に お い て 、 期 待 損 失 額 が 適 格 引 当 金 を 上 回 る 額 の 50% 相 当 額	—
自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—	P D / L G D 方 式 の 適 用 対 象 と な る 株 式 等 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー の 期 待 損 失 額	—
社 外 流 出 予 定 額 (△)	155	基 本 的 項 目 か ら の 控 除 分 を 除 く 、 自 己 資 本 控 除 と さ れ る 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 及 び 信 用 補 完 機 能 を 持 つ / O ス ト リ ッ プ ス (告 示 第 247 条 を 準 用 す る 場 合 を 含 む)	—
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—	控 除 項 目 不 算 入 額 (△)	—
為 替 換 算 調 整 勘 定	—	(控 除 項 目) 計 (E)	22
新 株 予 約 権	—	自 己 資 本 額 (D) - (E) (F)	33,561
連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 主 持 分	2,198		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—		
営 業 権 相 当 額 (△)	—		
の れ ん 相 当 額 (△)	—		
企 業 結 合 等 に よ り 計 上 さ れ る 無 形 固 定 資 産 相 当 額 (△)	—	(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)	
証 券 化 取 引 に よ り 増 加 し た 自 己 資 本 に 相 当 す る 額 (△)	—	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	318,871
内 部 格 付 手 法 採 用 行 に お い て 、 期 待 損 失 額 が 適 格 引 当 金 を 上 回 る 額 の 50% 相 当 額 (△)	—	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	2,342
※ 繰 延 税 金 資 産 の 控 除 前 の [基 本 的 項 目] 計 (上 記 各 項 目 の 合 計 額)	—	マ ー ケ ッ ト ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額	—
※ 繰 延 税 金 資 産 の 控 除 金 額 (△)	—	オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額	21,349
[基 本 的 項 目] 計 (A)	29,639	旧 所 要 自 己 資 本 の 額 に 告 示 に 定 め る 率 を 乗 じ て 得 た 額 が 新 所 要 自 己 資 本 の 額 を 上 回 る 額 に 25.0 を 乗 じ て 得 た 額	—
うち告示第28条第2項に掲げるものの額及び基本的項目に占める割合	(—)	合 計 (G)	342,564
土 地 の 再 評 価 額 と 再 評 価 の 直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の 45% 相 当 額	1,803	連 結 総 所 要 自 己 資 本 額 (G) に 4% を 乗 じ た 額	13,702
一 般 貸 倒 引 当 金	2,415		
内 部 格 付 手 法 採 用 行 に お い て 、 適 格 引 当 金 が 期 待 損 失 額 を 上 回 る 額	—		
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—		
告 示 第 29 条 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る も の	—		
告 示 第 29 条 第 1 項 第 4 号 及 び 第 5 号 に 掲 げ る も の	—		
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	274		
[補 完 的 項 目] 計 (B)	3,944		
短 期 劣 後 債 務	—		
準 補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	—		
[準 補 完 的 項 目] 計 (C)	—	自 己 資 本 比 率 (国 内 基 準) (F)/(G)	9.79
自 己 資 本 総 額 (A) + (B) + (C) (D)	33,584	参 考 : Tier1 比 率 (国 内 基 準) (A)/(G)	8.65

自己資本の充実度に関する事項（第4条第3項第3号）

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	（参考） 告示で定める リスク・ウェイト（%）	所要自己資本の額
1. 現 金	0	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	11
7. 国際開発銀行向け	0~100	—
8. 我が国の政府関係機関向け	10~20	26
9. 地方3公社向け	20	59
10. 金融機関及び証券会社向け	20~100	593
11. 法人等向け	20~100	6,200
12. 中小企業等向け及び個人向け	75	2,325
13. 抵当権付住宅ローン	35~100	648
14. 不動産取得等事業向け	100	1,414
15. 3月以上延滞等	50~150	102
16. 取立未済手形	20	—
17. 信用保証協会等による保証付	10	183
18. 株式会社産業再生機構による保証付	10	—
19. 出 資 等	100	490
20. 上 記 以 外	100	657
21. 証券化（オリジネーターの場合）	20~100	—
22. 証券化（オリジネーター以外の場合）	20~350	41
23. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—
合 計	—	12,754

（注）3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	掛 目 (%)	所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	17
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	—
5. N I F 又 は R U F	50 <75>	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	17
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	50
(うち借入金 の 保証)	100	9
(うち有価証券 の 保証)	100	—
(うち手形引受)	100	0
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除後)	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除前)	100	—
控 除 額 (△)	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	—
12. 派 生 商 品 取 引	—	0
(1) 外 為 関 連 取 引	—	0
(2) 金 利 関 連 取 引	—	0
(3) 金 関 連 取 引	—	—
(4) 株 式 関 連 取 引	—	—
(5) 貴 金 属 (金 を 除 く) 関 連 取 引	—	—
(6) そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—
(7) クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—
一 括 清 算 ネ ッ テ ィ ン グ 契 約 に よ る 与 信 相 当 額 削 減 効 果 (△)	—	—
13. 長 期 決 済 期 間 取 引	—	—
14. 未 決 済 取 引	—	—
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—
合 計	—	93

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額

オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

オペレーショナルリスクに対する所要自己資本額	853
うち基礎的手法	853
うち粗利益配分手法	—
うち先進的計測手法	—

信用リスクに関する次に掲げる事項（第4条第3項第4号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーに関する中間期末残高および3ヶ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー中間期末残高									3ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引		平成18年 9月中間期		
	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期			
国内計	—	548,045	—	388,408	—	86,445	—	4	—	4,277	
国外計	—	31,652	—	—	—	31,557	—	—	—	181	
地域別合計	—	579,698	—	388,408	—	118,003	—	4	—	4,458	
製造業	—	51,187	—	42,635	—	6,495	—	—	—	672	
農業	—	948	—	947	—	—	—	—	—	12	
林業	—	411	—	411	—	—	—	—	—	310	
漁業	—	82	—	82	—	—	—	—	—	—	
鉱業	—	411	—	411	—	—	—	—	—	—	
建設業	—	43,215	—	42,899	—	200	—	—	—	378	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	9,222	—	8,298	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	—	1,497	—	816	—	594	—	—	—	—	
運輸業	—	14,963	—	13,311	—	1,218	—	—	—	28	
卸・小売業	—	49,472	—	48,037	—	1,263	—	—	—	167	
金融・保険業	—	85,587	—	11,235	—	44,107	—	0	—	181	
不動産業	—	60,146	—	57,410	—	1,400	—	—	—	969	
各種サービス業	—	74,985	—	73,186	—	1,398	—	—	—	431	
国・地方公共団体	—	71,856	—	10,353	—	61,323	—	—	—	—	
個人	—	78,600	—	78,370	—	—	—	—	—	1,163	
その他	—	37,106	—	—	—	—	—	3	—	143	
業種別合計	—	579,698	—	388,408	—	118,003	—	4	—	4,458	
1年以下	—	166,395	—	131,919	—	9,152	—	4	—	355	
1年超3年以下	—	70,112	—	31,572	—	38,539	—	—	—	402	
3年超5年以下	—	53,587	—	37,199	—	16,388	—	—	—	526	
5年超7年以下	—	35,316	—	27,257	—	8,058	—	—	—	167	
7年超10年以下	—	52,673	—	35,692	—	16,981	—	—	—	756	
10年超	—	151,488	—	124,299	—	27,189	—	—	—	657	
期間の定めのないもの	—	50,124	—	466	—	1,693	—	—	—	1,593	
残存期間別合計	—	579,698	—	388,408	—	118,003	—	4	—	4,458	

(注) 1. 信用リスクエクスポージャー中間期末残高の業種別のその他には、現金や有形・無形固定資産などのほか、リース資産などを含めて記載しております。
 2. デリバティブ取引の業種別のその他は、業種の区分ができないものを記載しております。
 3. 信用リスクエクスポージャー中間期末残高の残存期間別の期間の定めのないもの項目には、現金や有形・無形固定資産などのほか、リース資産などを含めて記載しております。
 4. 信用リスクエクスポージャー中間期末残高並びに、貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引の残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を1年以下から控除して記載しております。なお、残存期間1年以下から控除した部分直接償却額は、信用リスクエクスポージャー中間期末残高が1,157百万円、貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引が1,156百万円です。
 5. 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を期間の定めのないものから控除して記載しております。なお、期間の定めのないものから控除した部分直接償却額は、1,754百万円です。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の中間期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の中間期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	平成18年9月中間期	—	—	—	—
	平成19年9月中間期	2,302	2,415	2,302	2,415
個別貸倒引当金	平成18年9月中間期	—	—	—	—
	平成19年9月中間期	6,577	6,106	6,577	6,106
特定海外債権引当金勘定	平成18年9月中間期	—	—	—	—
	平成19年9月中間期	—	—	—	—
合計	平成18年9月中間期	—	—	—	—
	平成19年9月中間期	8,880	8,521	8,880	8,521

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		期中増加額		期中減少額		中間期末残高	
	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期
国内計	—	2,302	—	2,415	—	2,302	—	2,415
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	—	2,302	—	2,415	—	2,302	—	2,415
製造業	—	304	—	310	—	304	—	310
農業	—	6	—	6	—	6	—	6
林業	—	0	—	0	—	0	—	0
漁業	—	0	—	0	—	0	—	0
鉱業	—	0	—	0	—	0	—	0
建設業	—	385	—	252	—	385	—	252
電気・ガス・熱供給・水道業	—	15	—	19	—	15	—	19
情報通信業	—	2	—	3	—	2	—	3
運輸業	—	66	—	204	—	66	—	204
卸・小売業	—	298	—	336	—	298	—	336
金融・保険業	—	125	—	112	—	125	—	112
不動産業	—	214	—	208	—	214	—	208
各種サービス業	—	539	—	620	—	539	—	620
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	300	—	303	—	300	—	303
その他	—	40	—	36	—	40	—	36
業種別合計	—	2,302	—	2,415	—	2,302	—	2,415

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		期中増加額		期中減少額		中間期末残高	
	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期
国内計	—	6,577	—	6,106	—	6,577	—	6,106
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	—	6,577	—	6,106	—	6,577	—	6,106
製造業	—	933	—	858	—	933	—	858
農業	—	3	—	1	—	3	—	1
林業	—	467	—	349	—	467	—	349
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	579	—	1,102	—	579	—	1,102
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	—	—	—	28	—	—	—	28
卸・小売業	—	1,500	—	1,188	—	1,500	—	1,188
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	1,059	—	725	—	1,059	—	725
各種サービス業	—	1,123	—	1,054	—	1,123	—	1,054
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	677	—	598	—	677	—	598
その他	—	233	—	197	—	233	—	197
業種別合計	—	6,577	—	6,106	—	6,577	—	6,106

ホ 業種別又は取引相手別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成18年9月中間期	平成19年9月中間期
製造業	—	68
農業	—	—
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	—	—
建設業	—	122
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	—	—
卸・小売業	—	20
金融・保険業	—	—
不動産業	—	345
各種サービス業	—	148
国・地方公共団体	—	—
個人	—	9
その他	—	—
業種別合計	—	715

(注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額および最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成18年9月中間期		平成19年9月中間期	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	—	—	93,371
10%	—	—	—	52,756
20%	—	—	9,571	37,092
35%	—	—	—	46,360
50%	—	—	13,283	4,193
75%	—	—	—	88,219
100%	—	—	11,137	226,977
150%	—	—	181	1,013
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	—	—	34,173	549,984

- (注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。
2. ソブリン並びに、金融機関および証券会社向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。
3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第4条第3項第5号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成18年9月中間期	平成19年9月中間期
現金及び自己預金	—	11,997
適格債権	—	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	—	11,997
適格保証	—	7,766
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	—	7,766

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第4条第3項第6号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成18年9月中間期	平成19年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額	—	0

(注) 零を下回らないものに限ります。

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類および取引の区分		平成19年9月中間期末
		与信相当額
派	生 商 品 取 引	4
	外国為替関連取引及び金関連取引	3
	金 利 関 連 取 引	0
	株 式 関 連 取 引	—
	貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—
	その他のコモディティ関連取引	—
	ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—
合	計	4

(注) 原契約期間が14日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ グロスの再構築に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

(単位：百万円)

		平成19年9月中間期末
グ	ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額 の 合 計 額 及 び グ ロ ス の ア ド オ ン の 合 計 額	4
担	保 に よ る 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 の 効 果 を 勘 案 す る 前 の 与 信 相 当 額	4
差	引	0

ホ 担保の種類別の額

該当ありません。

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分		平成19年9月中間期末
		与信相当額
派	生 商 品 取 引	4
	外国為替関連取引及び金関連取引	3
	金 利 関 連 取 引	0
	株 式 関 連 取 引	—
	貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—
	その他のコモディティ関連取引	—
	ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—
合	計	4

(注) 原契約期間が14日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ありません。

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項（第4条第3項第7号）

イ 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。）

（単位：百万円）

	平成19年9月中間期末
住 宅 ロ ー ン 債 権	—
自 動 車 ロ ー ン 債 権	—
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 与 信	—
リ ー ス 債 権	257
事 業 者 向 け 債 権	—
合 計	257

- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、3月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当中間期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。）

該当ありません。

- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

	平成19年9月中間期末
住 宅 ロ ー ン 債 権	—
自 動 車 ロ ー ン 債 権	—
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 与 信	—
リ ー ス 債 権	257
事 業 者 向 け 債 権	—
合 計	257

- (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

（単位：百万円）

	平成19年9月中間期末	
	残 高	所要自己資本
0%	—	—
20%	—	—
50%	—	—
100%	257	10
150%	—	—
350%	—	—
自 己 資 本 控 除	—	—
合 計	257	10

- (5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

- (6) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

- (7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて

該当ありません。

- (8) 当中間期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

該当ありません。

- (9) 証券化取引に伴い当中間期に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

- (10) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

連結子会社がオリジネーターとして保有する証券化取引の信用リスク・アセット額（自己資本比率告示附則第15条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）の適用により算出されるリスク・アセット額）は465百万円であります。

□ 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期末
住 宅 ロ ー ン 債 権	—
自 動 車 ロ ー ン 債 権	—
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 与 信	—
リ ー ス 債 権	—
ク レ ジ ッ ト リ ン ク 債	1,192
合 計	1,192

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期末	
	残 高	所要自己資本
0%	—	—
20%	192	1
50%	—	—
100%	1,000	40
自 己 資 本 控 除	—	—
合 計	1,192	41

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項（第4条第3項第9号）

イ 中間連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額

(1) 出資等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表額	時	価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	15,306		
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	2,330		
合 計	17,636		17,636

(2) 子会社・関連会社株式の中間連結貸借対照表計上額等

該当ありません。

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

売 却 損 益 額	51
償 却 額	248

ハ 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額は4,859百万円であります。

ニ 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

ホ 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第6条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額（第4条第3項第11号）

連結子会社を含めた金利リスク量については、連結子会社の金利感応性のあるバンキング勘定の資産・負債等の残高が僅少であるため、算出しておりません。